認可地縁団体　申請の手引き

1　総則

札幌市役所市民文化局市民自治推進室市民自治推進課

2012/11/01

（2026/10/1 改訂）

１　地縁による団体の認可制度について 3
１-１概要 3
１-２「地縁による団体」の定義 4
１-３法人格を得るための札幌市長の認可 4
１-４認可を受けるための要件 5
２　団体がはじめて認可申請する際の流れ 7
２-１申請の前にすること 7
２-２申請書類 8
２-３認可までの流れ（イメージ） 11
３　認可後の地縁による団体について 12
３-１札幌市長の認可・告示 12
３-２認可地縁団体の認可状況に係る証明書 13
３-３認可後の地縁による団体の性質 14
３-４認可地縁団体における書面決議の取扱について 15
４　認可後に変更等があった際必要な手続き 19
４-１告示事項に変更があったときの届出 19
・代表者が変更になった場合 20
・区域が変更となった場合 22
・その他の告示事項が変更となった場合 23
４-２規約を変更したときの認可の申請 25
４-３団体が解散したときの届出（破産の場合を除く） 26
４-４団体が合併するときの届出 27
４-５各種届出等を失念したときの対応 28

５　認可地縁団体の印鑑登録について 30

５-１概要 30

５-２印鑑の登録ができる者 30

５-３登録ができない印鑑 31

５-４登録手続 32

５-５認可地縁団体印鑑登録証明書の申請 32

５-６その他留意事項 33

６　認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について 34

６-１概要 34

６-２本特例の要件 34

６-３申請書類 35

６-４札幌市長の公告 37

６-５　異議を述べなかったことを証する情報の提供（公告に対し異議がなかった場合） 38

６－６異議申出があった旨の通知（公告に対し異議があった場合） 39

７　各種申請・届出の標準処理期間 40

８　各種申請等の窓口・問い合わせ先 41

1　地縁による団体の認可制度について

1-1 概要

この制度は、町内会、自治会をはじめとした「地縁による団体」が、法人格を得ることにより、地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにするために定められた地方自治法（以下「法」という。）上の制度です※。

この制度ができる以前は、町内会等が保有する不動産を、団体名義で不動産登記を行うことができず、暫定的に会長など個人名義で登記を行っていました。

そのため、名義人が死亡した場合の相続税の問題、新たな所有者からの立ち退きの要求、法外な賃貸料の請求などのトラブルが相次いだことから、それらを解消するためにこの認可制度が設けられました。

※従来は、団体名義で不動産登記ができるよう法律上の権利能力を付与することを目的としており、不動産の保有または保有予定を認可申請の条件としていましたが、令和３年11月26日施行の地方自治法の一部改正により、制度の目的が変更されるとともに、認可申請の条件が見直され、不動産の保有又は保有の予定に関わらず、法人格を取得することが可能になりました。

１-２「地縁による団体」の定義

「地縁による団体」とは、法第260条の２第１項において「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されており、区域に住所を有することのみを構成員の資格としています。

したがって、町内会、自治会のように区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体は、原則として「地縁による団体」に該当します。

これに対し、①青年団や婦人会のように、構成員となるためには区域に住所を有することの他に性別や年齢などの条件が必要な団体、②スポーツ少年団や伝統芸能保存会のように活動の目的が特定の分野に限定されている団体は、「地縁による団体」には該当しません。

なお、団体の内部組織として、それぞれの活動目的を持った、女性部、体育部などを置くことは可能です。

１-３法人格を得るための札幌市長の認可

「地縁による団体」が法人格を得るためには、札幌市長の認可が必要です（法第260条の２第１項）。

この認可によって、「地縁による団体」は、規約に定める目的の範囲内において法律上の権利能力（法人格）を取得します。

この認可制度の目的は、先に述べたように、「地縁による団体」が法人格を得ることによって、地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにすることです。したがって、認可申請の際には規約に記載された団体の目的や活動内容を市が確認することとなります。

従来は「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する

権利を保有」し、団体名義で登記等ができるようにすることが認可の目的でしたが、令和３年度の地方自治法の一部改正により、「地域的な共同活動を円滑に行うこと」が認可の目的となったことで、不動産の保有をしていなくとも、認可の申請を行うことができるようになりました。

「地縁による団体」が市有地を取得する場合

札幌市が、特定の団体に土地を売却処分する場合は、売却の相手方が「公共的若しくは公益的事業を目的とする法人」であることが要件となっています。

このため、従前から賃借している市有地を札幌市から買い取る場合には、この手引きに基づき、地縁による団体の認可を受け、法人格を取得する必要があります。

１-４認可を受けるための要件

法第260条の２第２項には、以下のとおり定められています。

(1) 区域内の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

(2) 区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

(3) 区域内に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数※の者が現に構成員となっていること。

※ 札幌市では、「相当数」として、区域内全世帯のうち過半

数の世帯が構成員となっていれば、要件を満たすとしています。

(4) 規約を定めていること。

なお、これらの要件及びその他法に定める要件を満たしているかについては、申請書類によって確認することから、詳細については、「２　認可申請の流れ」及び参考規約例において解説します。

2　団体がはじめて認可申請する際の流れ

申請の検討にあたって

認可地縁団体になった場合は、次のような地方自治法に定められたルールに従う必要があります。

・代表者や事務所の所在地といった、地方自治法が定める告示事項に変更があった際の市への速やかな届出
・規約変更時の市への認可申請（※市の認可を得るまで、新規約は効力を発揮しません。）
・少なくとも年１回、通常総会を開催すること（※書面のみをもって総会開催とみなすことはできません。）
・総会の代議制（一部の会員にのみ表決権を限定すること）の不可　　など

認可地縁団体となってから、「引継ぎが不十分で、告示事項の変更の届出等を失念してしまっていた」、「委任状が十分に集まらず、総会の定足数や議決数を満たさない」といった相談を受ける場合もあります。

申請にあたっては、この手引きに記載されている内容をしっかりと確認し、今後必要となる事務作業などを考慮したうえで、認可申請を行ってください。

2-1 申請の前にすること

「地縁による団体」が認可申請を行うときは、まず当該団体の現行の規約に基づき招集された総会において、認可申請を行う旨の議決を経る必要があります（地方自治法施行規則（以下「規則」という。）第18条第１項第２号）。

したがって、総会について定めた規約が整備されていない団体

は、まず規約を整備する必要があります。

また、この総会では、認可申請に必要となる重要な事項についても、併せて決定してください。

具体的には、①認可を受ける規約、②構成員、③代表者、④団体名義で保有することとなる資産（不動産等）※が該当します。

※　令和３年度の地方自治法の一部改正により、認可の条件として不動産等の保有を前提としないこととされたため、不動産等を保有していない場合は④についての決定は不要となります。

２-２申請書類

総会において必要な議決を経たあとは、代表者が必要な書類を揃えて、札幌市長に認可の申請を行います。（規則第18条第１項）

札幌市における認可・不認可の決定は、申請書類の審査のみをもって行い、その他聴聞等の手続きは原則行わないことから、以下の点に留意しながら申請書類を作成してください。

書類	留意事項
認可申請書 （様式１）	○ 様式の記載例にならって作成してください。
規約	○ 別添の参考規約例に基づき整備してください。
代表者就任承諾証明書（様式２）	○ 様式の記載例にならって作成してください。 ○ 代表者本人の署名または記名押印が必要です。記名押印の場合の代表者印は、代表者の私印（認印可）です。
前年度の総会議案書	○ 様式に特段の定めはありませんが、事業報告、決算書、予算書、事業計画書等、団体の具体的な活動状況が分かる必要があります。

総会議案書	○ 様式に特段の定めはありませんが、認可申請を行うことについて諮られている必要があるほか、以下の内容について、諮ってください。 ①規約　②構成員　③代表者 ④不動産等団体名義で保有することとなる資産（※該当する資産がある場合のみ）
総会議事録	○ 様式に特段の定めはありませんが、認可申請を行うこと、その他総会に諮られた事項について議決されたことが明記されている必要があります。 ○ 議長及び議事録署名人の署名または記名・押印が必要です（複数枚ある場合は、議長及び議事録署名人の割印を押印してください。）。 ※　議事録署名人は少なくとも１名必要です。人数は、規約に定めがあるときはその人数、定めがない場合は、２名以上とすることを推奨します。 ○ 議事録は原本を提出してください。やむなく写しを提出する場合は、代表者の原本の写しに相違ない旨の証明が必要です。 【例】本書は原本の写しと相違ありません。 〇年〇月〇日　［代表者署名／代表者記名＋押印］ ※　議事録の写しが複数枚ある場合は、議長及び議事録署名人の割印（写し）に加え、更に原本証明をした代表者の割印を押印してください。
構成員名簿	○ 構成員全員の氏名、住所を記載する必要があります。 ○ 構成員とは、区域に住所を有する個人であれば年齢・性別等を問わないこととされているため、その者が会員である場合は子どもを含めた世帯員の名前などもすべて記載する必要があります。 （あくまで会員のみ名簿に記載すればよく、生まれたばかりの子どもなど、会員でない者は記載不要です。） ○ 札幌市では、区域内全世帯の過半数が構成員となっていることを認可要件としていますので、構成員名簿は、世帯主と世帯員が区別で

	きるような記載としてください。 ○ 構成員は、自然人たる住民個人であり、企業や法人などは、構成員として数えることはできません。
区域図	○ 様式に特段の定めはありませんので、市販の地図の写しに区域を囲むなどして作成してください。
その他書類	○ 必要に応じて、「代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者選任の有無に係る申立書」「代理人の有無に係る申立書」を提出してください。（提出がない場合は、該当なしとみなします。）

2-3 認可までの流れ（イメージ）

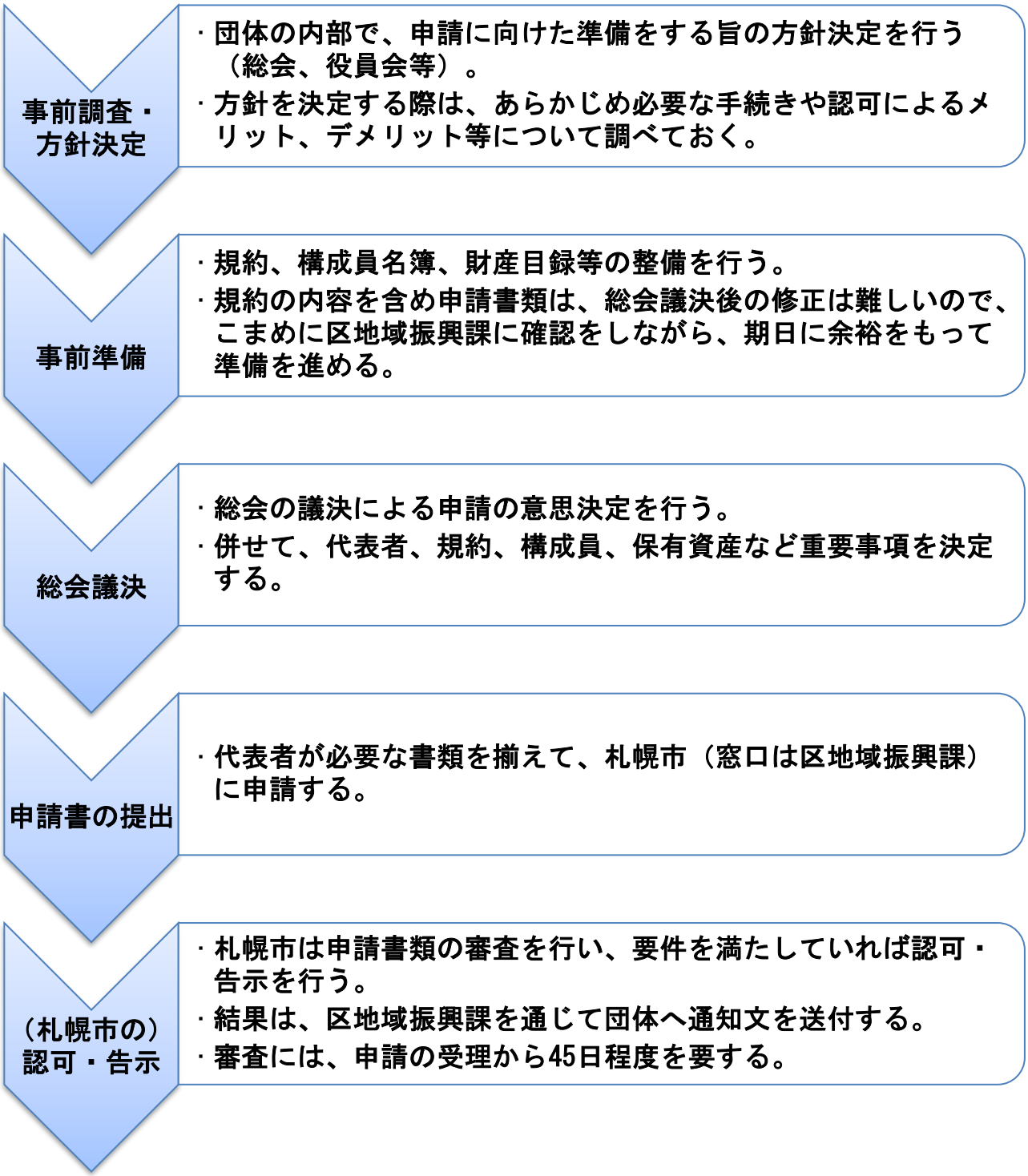

※　団体の規模や運営状況によっても異なりますが、一般的に申請の準備を始めてから認可・告示まで半年から１年程度の期間を要することが多いようです。

3　認可後の地縁による団体について

3-1札幌市長の認可・告示

札幌市長における審査の結果、申請団体が認可の基準を満たしていると認められるときは、認可が行われます（法第260条の２第５項）。

市長は、認可したときは遅滞なく告示することとなっており（法第260条の２第10項）、この告示をもって、当該団体は法人格を得たこと及び告示事項を第三者に対し対抗することができます（法第260条の２第13項）。

また、認可・告示後は、団体に対して認可した旨の通知文が送付されます。

【告示事項（地方自治法施行規則第19条）】

(1) 名称
(2) 規約に定める目的
(3) 区域
(4) 主たる事務所の所在地※(5)～(7)に掲げるものの住所と同一の場合を除く
(5) 代表者の氏名
(6) 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名)
(7) 代理人の有無（代理人がある場合はその氏名）
(8) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
(9) 認可年月日

3-2 認可地縁団体の認可状況に係る証明書

認可地縁団体が、不動産登記手続を行う際に、「認可地縁団体の認可状況に係る証明書」（地縁団体台帳の写し※）が必要となることがあります。

証明書の発行は誰もが請求できます。請求するときは、様式7「認可地縁団体の認可状況に係る証明書交付請求書」に必要事項を記入し、区地域振興課あてに申請してください（法第260条の２第12項、規則第21条）。申請から交付まで７日程度を要します。

なお、手数料は１件につき350円です（札幌市証明等手数料条例）。証明書と一緒に納入通知書も交付しますので、指定の期日までに最寄りの金融機関で納付してください。

※参考：地縁団体台帳の写し（見本）

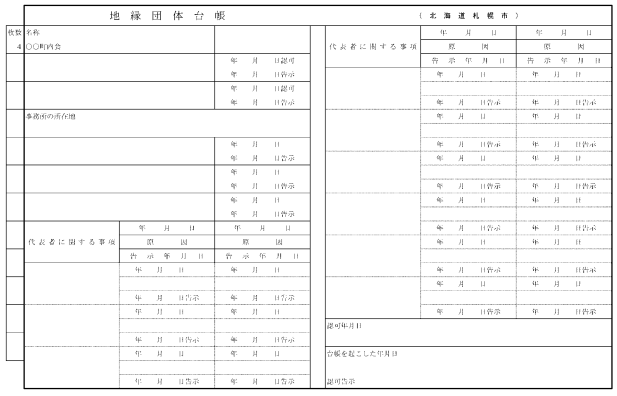
地　縁　団　体　台　帳　（北海道札幌市）

名称
○○町内会

代表者に関する事項

事務所の所在地

名称等欄　１丁

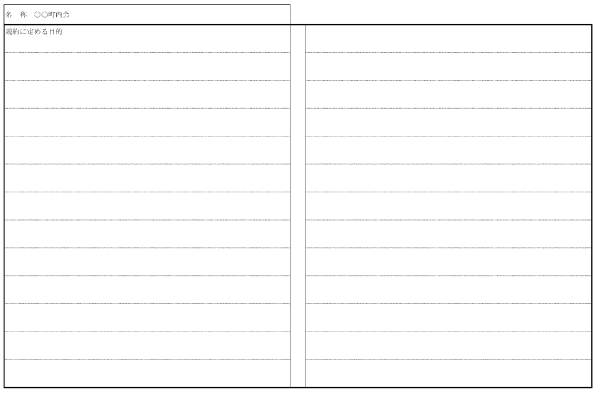
名　称　○○町内会

目的に定める目的

目的欄　１丁


名　称　○○町内会

区　域

区域欄　１丁

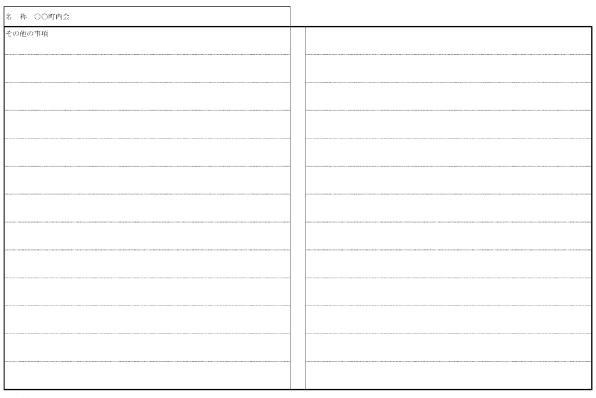
名　称　○○町内会

その他の事項

その他欄　１丁

3-3 認可後の地縁による団体の性質

(1) 認可地縁団体は法人格を得ることによって、団体名義での資産の登記・登録ができるようになるほか、法人として認可以前とは異なった取扱いがされることがあります。主なものは以下のとおりです。

① 告示事項に変更があった場合は、札幌市長に届け出る必要があること（法第260条の２第11項）。

② 規約の変更は、札幌市長の認可を受けない限りその効力を生じないこと（法第260条の３）。

③ 法人道民税・市民税が課税されること（ただし、手続きを行えば減免されます。）。

④ その他、地方自治法等認可地縁団体に関する法令を遵守する必要が生じること。

(2) 認可地縁団体は(1)のほか、次のような定期的な事務が発生します。

① 財産目録の作成と備置（法第260条の４）

通常、認可を受けるときと毎年初めの３か月以内に財産目録を作成し、事務所に備え置く必要があります。

② 構成員名簿の作成と備置（法第260条の４）

構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加える必要があります。

③ 通常総会

少なくとも年１回、通常総会を開催する必要があります。

(3) 認可地縁団体は、(1)に挙げた点などにおいてこれまでとは異なる取扱いとなりますが、住民の自発的な意思に基づく任意団体としての性格は変わるものではなく、札幌市の行政組織の一部とされることはありません（法第260条の２第６項）。

また、札幌市は認可地縁団体に対して一般的な監督権を有しないことも、認可前と同様です。

3-4 認可地縁団体における書面決議の取扱について

従来、認可地縁団体は、総会において決議すべき事項（以下、「決議事項」という。）について、総会を開催せずに書面のみをもって決議することはできないものとされていましたが、令和４年８月20日施行の地方自治法の一部改正により、一定の要件を満たせば、総会を開催せずに決議事項を書面又は電磁的方法※によって決議することができるようになりました（法第260条の19の２）。

※　電磁的方法…電子メール、Webサイト、アプリケーション等を利用した方法、磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法などが考えられます。

総会を開催せずに決議事項を決議する方法は、以下のとおりです。

(1) 法第260条の19の２第１項に基づく方法

① 書面等による決議の事前承諾	○ 決議事項の内容を構成員に回覧するとともに、「決議事項について、総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行う」ことについて構成員に確認し、全員の承諾を得る。 ※ 一人でも承諾が得られない場合は、総会を開催する必要があります。
② 書面等による決議	○ ①で全員の承諾があった場合は、決議事項について改めて賛否を問い、書面等により決議を行う。決議要件を満たせば、決議事項が可決する。

(2) (1)を応用し、書面開催の承諾及び決議を同時に行う方法

① 書面等による決議の承諾及び決議	○ 決議事項の内容を構成員に回覧するとともに ・「決議事項について、総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行う」ことに対する賛否 ・「決議事項」に対する賛否 をそれぞれ問う。 ○ **構成員全員の書面等による決議への承諾**が得られた場合は、規約等で定める議決要件に基づいて決議が成立する。 ※ 書面等による決議に対して、一人でも承諾が得られない場合は、たとえ決議事項に対して全員が賛成であったとしても、総会を開催する必要があります。また、この場合は、書面等により確認していた決議事項に対する賛否の意思は無効となり、総会では改めて構成員に対して決議事項への賛否を問う必要がありますのでご注意ください。

(3) 法第260条の19の２第２項に基づく方法

① 書面等による決議（構成員全員による賛成）	○ 決議事項の内容を構成員に回覧するとともに、書面等によりその賛否を問う。 ○ **構成員全員の賛成**の意思が確認できた場合は、当該合意をもって書面又は電磁的方法による決議があったものとみなし、決議事項が可決する。 ※ 一人でも賛同が得られない場合は、総会を開催する必要があります。

【参考フロー図】

○書面による決議によって、規約の変更をしたいと考えた場合の例

⑴　法第260条の19の２第１項に基づく方法

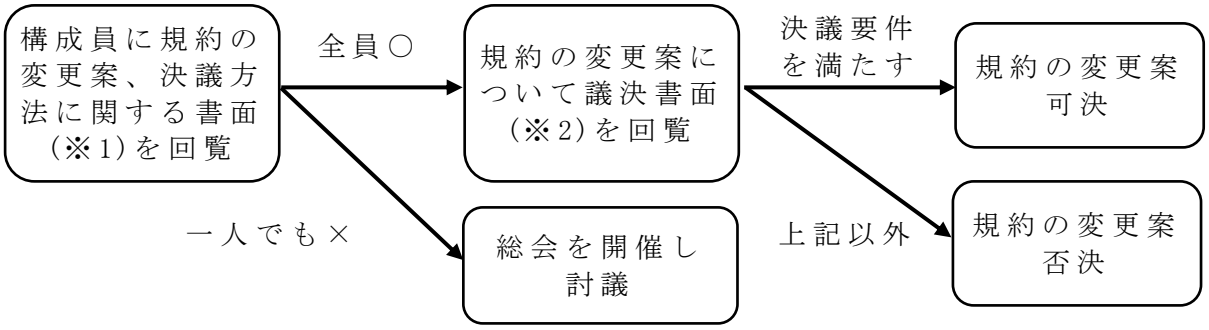

(※1)「この規約の変更案に賛成か反対かは別として、この議題について総会の場での討議を省略して、書面による決議を行ってよいという方は、この書面の構成員名の横の欄に○を、総会の場で討議する必要があるという方は、×をお書きください。」

(※2)「変更内容について意義がない場合は、この書面の構成員名の横の欄に○を、意義がある場合は×をお書きください。」

⑵　⑴を応用し、書面開催の承諾及び決議を同時に行う方法

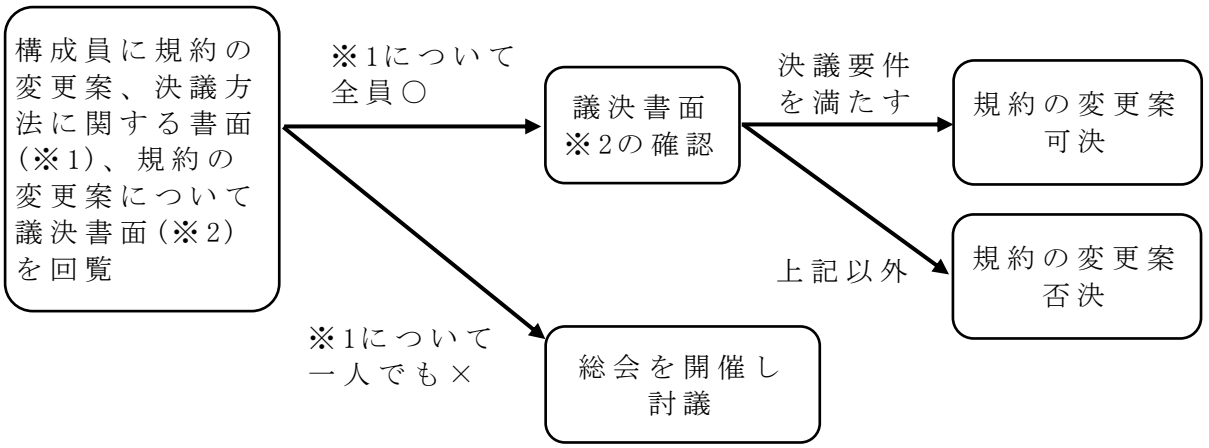

⑶　法第260条の19の２第２項に基づく方法

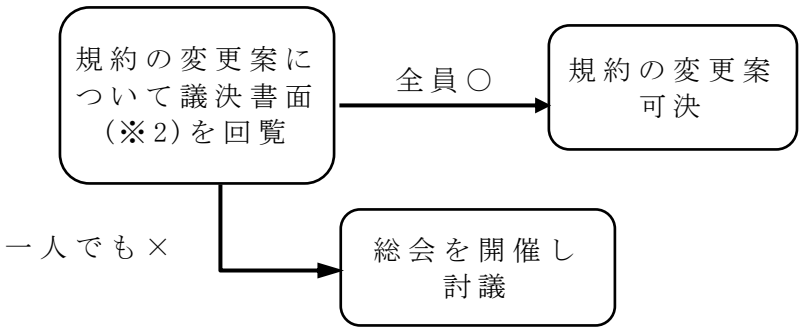

上記(1)、(2)によって決議事項を決議した場合は、参考様式８を、(3)によって決議事項を決議した場合は、参考様式９を参考に、「書面・電磁的方法による決議議事録」を作成してください。

【注意事項】
・決議事項を書面や電磁的方法のみによって決議することは、総会の開催とはみなされません。
・仮に通常総会において図る予定であった議題が、全て書面決議により決議された場合は、その年の通常総会の開催を省略することも可能ですが、本来は少なくとも年１回、通常総会を開かなければならないとされており、例外的な取扱いである点に十分ご留意ください（法第260条の13）。

４　認可後に変更等があった際必要な手続き

認可地縁団体は、「代表者の変更など告示事項に変更があった」とき、また、「規約を変更した」ときは、以下のとおり届出や申請を行う必要があります（法第260条の２第11項、法第260条の３）。

特に代表者が交代する場合、新しい代表者に対し、本項の手続きが今後必要である旨、必ず引継ぎをしてください。

４-１告示事項に変更があったときの届出

認可地縁団体は、告示事項に変更があったときは、必要書類を揃えて、札幌市に届出を行う必要があります。

【告示事項（再掲）】

(1) 名称

(2) 規約に定める目的

(3) 区域

(4) 主たる事務所の所在地※(5)～(7)に掲げるものの住所と同一の場合を除く

(5) 代表者の氏名

(6) 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名）

(7)代理人の有無（代理人がある場合はその氏名）

(8)規約に解散の事由を定めたときは、その事由

(9)認可年月日

【必要書類一覧】

	(1)代表者が変更になった場合	(2)区域が変更になった場合	(3)その他告示事項が変更になった場合
告示事項変更届出書（様式３）	○	○	○
代表者就任承諾証明書（様式２）	○		
総会議事録	○	○	○
総会議案書	○	○	○
規約	○	○	○
区域図		○	
その他変更したことを証する書類			○
規約変更認可申請書（様式４）	△（※）	○	△（※）
新旧対照表	△（※）	○	△（※）

※「△」は、規約を併せて変更する場合に必要になる書類

(1) 代表者が変更になった場合

必要書類	解説
告示事項変更届出書（様式３）	○ 様式の記載例にならって作成してください。 ○ 新代表者名で作成してください。
代表者就任承諾証明書（様式２）	○ 様式の記載例にならって作成してください。 ○ 新代表者名で作成してください。 ○ 代表者本人の署名または記名押印が必要です。記名押印の場合の代表者印は、代表者の私印（認印可）です。
総会議案書	○ 様式に特段の定めはありませんが、代表者の変更について明確に諮られる必要があります。
総会議事録	○ 様式に特段の定めはありませんが、代表者の変更について議決されたことが、明確に記録されてい

	る必要があります。 ○ 決議に関する記載は、「賛成○名／反対○名によって可決された」、「過半数の挙手により可決された」、「拍手により全会一致で可決された」など、決議要件を満たしていることが明らかに分かるような記載にしてください。 ○ 議長及び議事録署名人の署名または記名・押印が必要です（複数枚ある場合は、議長及び議事録署名人の割印を押印してください。）。 ※ 議事録署名人は少なくとも１名必要です。人数は、規約に定めがあるときはその人数、定めがない場合は、２名以上とすることを推奨します。 ○ 議事録は原本を提出してください。やむなく写しを提出する場合は、代表者の原本の写しに相違ない旨の証明が必要です。 【例】本書は原本の写しと相違ありません。 ○年○月○日 ［代表者署名／代表者記名＋押印］ ※ 議事録の写しが複数枚ある場合は、議長及び議事録署名人の割印（写し）に加え、更に原本証明をした代表者の割印を押印してください。 ※ 3-4「認可地縁団体における書面決議の取扱について」に記す方法で総会を省略し議決した場合は、その議事録を総会議事録に代えることができます。
規約	
規約変更認可申請書（様式４）※	※ 規約を変更する場合、併せて提出する必要があります。 ○ 様式の記載例にならって作成してください。
新旧対照表※	※ 規約を変更する場合、併せて提出する必要があります。 ○ 様式に特段の定めはありませんが、規約の変更内容が明確に分かる必要があります。

(2) 区域が変更となった場合（住居表示の変更も含む。）

必要書類	留意事項
告示事項変更届出書（様式３）	○ 様式の記載例にならって作成してください。
総会議案書	○ 様式に特段の定めはありませんが、区域の変更及びそれに伴う規約の変更について明確に諮られる必要があります。
総会議事録	○ 様式に特段の定めはありませんが、区域の変更及びそれに伴う規約の変更について議決されたことが、明確に記録されている必要があります。 ○ 決議に関する記載は、「賛成○名／反対○名によって可決された」、「過半数の挙手により可決された」、「拍手により全会一致で可決された」など、決議要件を満たしていることが明らかに分かるような記載にしてください。 ○ 議長及び議事録署名人の署名または記名・押印が必要です（複数枚ある場合は、議長及び議事録署名人の割印を押印してください。）。 ※　議事録署名人は少なくとも１名必要です。人数は、規約に定めがあるときはその人数、定めがない場合は、２名以上とすることを推奨します。 ○ 議事録は原本を提出してください。やむなく写しを提出する場合は、代表者の原本の写しに相違ない旨の証明が必要です。 【例】本書は原本の写しと相違ありません。 ○年○月○日　［代表者署名／代表者記名＋押印］ ※　議事録の写しが複数枚ある場合は、議長及び議事録署名人の割印（写し）に加え、更に原本証明をした代表者の割印を押印してください。 ※ 3-4「認可地縁団体における書面決議の取扱について」に記す方法で総会を省略し議決した場合は、その議事録を総会議事録に代えることができます。
規約	

区域図	○ 様式に特段の定めはありませんので、市販の地図の写しに区域を囲むなどして作成してください。
規約変更認可申請書（様式４）※	※ 区域の変更に伴い、規約も必ず変更になることから、併せて提出する必要があります。 ○ 様式の記載例にならって作成してください。
新旧対照表※	※ 区域の変更に伴い、規約も必ず変更になることから、併せて提出する必要があります。 ○ 様式に特段の定めはありませんが、規約の変更内容が明確に分かる必要があります。

(3) その他の告示事項が変更となった場合

必要書類	留意事項
告示事項変更届出書（様式３）	○ 様式の記載例にならって作成してください。
総会議案書	○ 様式に特段の定めはありませんが、告示事項の変更（及びそれに伴う規約の変更）について明確に諮られる必要があります。
総会議事録	○ 様式に特段の定めはありませんが、告示事項の変更（及びそれに伴う規約の変更）について議決されたことが明確に記録されている必要があります。 ○ 決議に関する記載は、「賛成○名／反対○名によって可決された」、「過半数の挙手により可決された」、「拍手により全会一致で可決された」など、決議要件を満たしていることが明らかに分かるような記載にしてください。 ○ 議長及び議事録署名人の署名または記名・押印が必要です（複数枚ある場合は、議長及び議事録署名人の割印を押印してください。）。 ※ 議事録署名人は少なくとも１名必要です。人数は、規約に定めがあるときはその人数、定めがない場合は、２名以上とすることを推奨します。 ○ 議事録は原本を提出してください。やむなく写しを提出する場合は、代表者の原本の写しに相違ない旨の証明が必要です。 【例】本書は原本の写しと相違ありません。

	○年○月○日　［代表者署名／代表者記名＋押印］ ※　議事録の写しが複数枚ある場合は、議長及び議事録署名人の割印（写し）に加え、更に原本証明をした代表者の割印を押印してください。 ※ 3-4「認可地縁団体における書面決議の取扱について」に記す方法で総会を省略し議決した場合は、その議事録を総会議事録に代えることができます。
規約	
その他変更したことを証する書類	○ 変更の内容によって、必要となる書類が変わります。詳しくは事前に区地域振興課に確認してください。
規約変更認可申請書（様式４）※	※ 規約を変更する場合、併せて提出する必要があります。 ○ 様式の記載例にならって作成してください。
新旧対照表※	※ 規約を変更する場合、併せて提出する必要があります。 ○ 様式に特段の定めはありませんが、規約の変更内容が明確に分かる必要があります。

【届出前に…今一度ご確認ください】
□必要書類は全て揃っていますか？
□変更事項の決議は、決議要件を満たしていますか？
※規約の変更は、規約に別段の定めがある場合を除き、総構成員の４分の３以上の同意が必要です（法第 260 条の３）。
□代議制など、認められない方法で決議していませんか？
□議事録に議長及び議事録署名人の署名または記名押印、複数枚の場合の割印はありますか？
□議事録が写しの場合は、代表者による原本証明の記載はありますか？また、複数枚の場合の割印はありますか？

４-２規約を変更したときの認可の申請

規約を変更したときは、下表の書類を揃えて札幌市に申請を行い、認可を受けない限り効力が生じません（法第260条の３第２項）。

なお、細則など規約以外の内部規定の変更については、申請を要しません。

必要書類	留意事項
規約変更認可申請書（様式４）	○ 様式の記載例にならって作成してください。
総会議案書	○ 様式に特段の定めはありませんが、規約の変更について明確に諮られる必要があります。
総会議事録	○ 様式に特段の定めはありませんが、規約の変更について議決されたことが明記されている必要があります。 ○ 決議に関する記載は、「賛成○名／反対○名によって可決された」、「過半数の挙手により可決された」、「拍手により全会一致で可決された」など、決議要件を満たしていることが明らかに分かるような記載にしてください。 ○ 議長及び議事録署名人の署名または記名・押印が必要です（複数枚ある場合は、議長及び議事録署名人の割印を押印してください。）。 ※　議事録署名人は少なくとも１名必要です。人数は、規約に定めがあるときはその人数、定めがない場合は、２名以上とすることを推奨します。 ○ 議事録は原本を提出してください。やむなく写しを提出する場合は、代表者の原本の写しに相違ない旨の証明が必要です。 【例】本書は原本の写しと相違ありません。 ○年○月○日　［代表者署名／代表者記名＋押印］ ※　議事録の写しが複数枚ある場合は、議長及び議事録署名人の割印（写し）に加え、更に原本証明をした代表者の割印を押印してくださ

	い。 ※ 3-4「認可地縁団体における書面決議の取扱について」に記す方法で総会を省略し議決した場合は、その議事録を総会議事録に代えることができます。
規約	○ 変更後の規約を添付してください。
新旧対照表	○ 様式に特段の定めはありませんが、規約の変更内容が明確に分かる必要があります。
告示事項変更届出書（様式３）※	※ 規約の変更に伴って告示事項も変更となる場合は、併せて必要となります。 ○ 様式の記載例にならって作成してください。 ○ 具体的には名称、規約に定める目的、区域、主たる事務所の所在地、規約に定めている解散事由、等が想定されます。

【届出前に…今一度ご確認ください】
□必要書類は全て揃っていますか？
□変更事項の決議は、決議要件を満たしていますか？
※規約の変更は、規約に別段の定めがある場合を除き、総構成員の４分の３以上の同意が必要です（法第 260 条の３）。
□代議制など、認められない方法で決議していませんか？
□議事録に議長及び議事録署名人の署名または記名押印、複数枚の場合の割印はありますか？
□議事録が写しの場合は、代表者による原本証明の記載はありますか？また、複数枚の場合の割印はありますか？

４-３団体が解散したときの届出（破産の場合を除く）

認可地縁団体は法第260条の20に掲げる事由によって解散したとき（ただし破産の場合は除く。）は、「解散届出書」（様式５）を札幌市長に提出してください。

また、認可地縁団体の解散に伴いその清算が結了したときには、「清算結了届出書」（様式６）を札幌市長に提出する必要があります（法第260条の33）。

４-４団体が合併するときの届出

認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができます（法第260条の38）。

合併をしようとするときは、まず、合併をしようとする各認可地縁団体の現行の規約に基づき招集された総会で、構成員の４分の３以上の多数をもって議決されなければなりません。ただし、規約に別段の定めがある場合は、この限りではありません（法第260条の39第１項及び第２項）。

総会において必要な議決を経たあとは、各代表者が必要な書類（下表参照）を揃えて、札幌市長に合併の申請を行います（規則第18条の２）。

必要書類	留意事項
規約（合併後）	○ 合併後存続する認可地縁団体（※１）又は合併により設立する認可地縁団体（※２）（以下、「合併後の認可地縁団体」という。）の規約をご提出ください。 ※１　合併を行う認可地縁団体のうち、１つの団体を除くすべての団体が消滅する合併を行った場合において、存続する団体 （例　団体Ａ・Ｂ・Ｃが合併⇒団体Ａとして存続） ※２　合併を行う認可地縁団体すべてが消滅する合併を行った場合において、新設される団体 （例　団体Ａ・Ｂ・Ｃが合併⇒団体Ｄを新設）
総会議案書	○ 様式に特段の定めはありませんが、合併について明確に諮られる必要があります。
総会議事録	○ 様式に特段の定めはありませんが、合併について、合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決されたことが明記されている必要があります。
構成員名簿	○ 合併後の認可地縁団体の構成員全員の氏名、住

	所が記載されている必要があります。
合併に向けて合同で実施した共同活動の記録（議事録や活動記録等）	○ 区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類の提出が必要です。 ○ 「合併しようとする認可地縁団体同士が合併に向けて合同で行った打合せの議事録」や「合併しようとする認可地縁団体が合併を見据えて合同で実施した地域的な共同活動（例えば地域の清掃など）の活動記録」などが想定されます。
規約（合併前）	○ 合併しようとする各認可地縁団体の規約を提出する必要があります。
代表者就任承諾証明書（様式２）	○ 認可地縁団体の代表者に就任した際（代表者を変更した際）に作成していただいている書類です。 ○ 合併しようとする各認可地縁団体の代表者の証明書を提出する必要があります。

なお、認可地縁団体は、札幌市から合併に係る認可の通知があった日から２週間以内に、財産目録を作成し、法第260条の40第２項の規定により債権者が意義を述べることができる期間が満了するまで、財産目録を主たる事務所に備え置かなければならないとされています（法第260条の40第１項）。

４-５各種届出等を失念したときの対応

すでに解説したとおり、代表者、区域、主たる事務所の所在地等、告示事項に変更が生じたときは、法第260条の２第11項の規定により、札幌市長に届出を行わなければなりません。

また規約の変更は、法第260条の３第２項の規定により、札幌市長に申請を行い、認可を受けなければその効力は生じません。

これらの届出及び申請に期限はありませんが、一般的に時間が

経過するほど必要な書類を揃えるのが困難になることから、事実発生後は遅滞なく手続きを行ってください。

特に告示事項の変更の届出は、その内容をすべて台帳に記録することから、遡って全ての書類を揃える必要があります。

なお、失念の事実が発覚したときは、速やかに区地域振興課に必要な手続きについて相談してください。

5　認可地縁団体の印鑑登録について

5-1 概要

認可地縁団体が保有する財産を登記する際に必要な書類は、3－2で解説した「認可地縁団体の告示事項に係る証明書」で足りると考えられます。

しかし、認可地縁団体は、他にも様々な経済活動が想定され、例えば不動産を売却するときや抵当権を設定するときには、印鑑の登録証明が必要になることがあります。

そこで札幌市では、札幌市認可地縁団体印鑑条例（以下「印鑑条例」という。）及び同条例施行規則（以下「印鑑規則」という。）を制定し、認可地縁団体の印鑑の登録・証明制度を設けています。

5-2 印鑑の登録ができる者

認可地縁団体の印鑑の登録ができる者は、認可地縁団体の代表者です。ただし、以下に掲げる者があるときは、当該各号に定める者となります（印鑑条例第2条）。

(1) 仮処分命令により選任された代表者の職務を代行する者
(2) 法第260条の9に規定する仮代表者
(3) 法第260条の10に規定する特別代理人
(4) 法第260条の24又は法第260条の25に規定する清算人

※　同時に2個以上の印鑑を登録することはできません。

５-３登録ができない印鑑

次の各号に該当する印鑑は登録することができません（印鑑条例第４条、印鑑規則第３条）。

(1) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名、氏若しくは名若しくは氏名の一部を組み合わせたもので表していないもの

※札幌町内会（代表者：認可　太郎）の場合

【登録できる例】

「札幌町内会（長之印）」、「札幌町内会代表者（之印）」、「札幌町内会代表者認可太郎」、「認可太郎」、「認可」、「太郎」、「認郎」（氏の一部(頭文字)と名の一部を組み合わせたもの）　など

【登録できない例】

「札幌」（名称の一部のみ）、「認」（氏の一部のみ）　など

(2) 登録申請者の登録以外の資格、職業その他これ類する事項を表しているもの

※札幌町内会（代表者：認可　太郎）の場合

【登録できない例】

「札幌町内会総務部長」（登録以外の資格を表しているもの）

(3) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

(4) 印影の大きさが8ミリメートル四方の正方形に収まるもの又は30ミリメートル四方の正方形に収まらないもの

【登録できない例】



(5) 印影が鮮明でないもの又は縁のないもの

(6) 個人印鑑の印影と同一のもの又は著しく類似しているもの

(7) 他の登録を受けている認可地縁団体印鑑の印影と同一のもの又は著しく類似しているもの

５-４登録手続

登録手続きは、原則登録を受ける者（以下「本人」という。）が行う必要があります。

以下の書類等を準備の上、本人が直接区地域振興課に来庁し申請してください。郵送等による申請はできません（印鑑条例第３条）。

申請から登録手続が完了するまでは15日程度を要します。また、登録完了後は、その旨の通知文を送付します。

(1) 「認可地縁団体印鑑登録申請書」（印鑑様式１）
(2) 認可地縁団体の印鑑
(3) 本人の個人印鑑
(4) (3)に係る印鑑登録証明書（発行後３か月以内のもの）
(5) 住所氏名が確認できるもの（運転免許証、旅券等）

※ 「認可地縁団体印鑑登録原票」（印鑑様式２）は区地域振興課にて保管しており、申請時に窓口で作成します。

５-５認可地縁団体印鑑登録証明書の申請

登録後、証明書の発行を請求するときは、以下の書類等を準備の上、各区地域振興課あてに申請してください。

(1) 「認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書」（印鑑様式４）
(2) 登録している認可地縁団体印鑑

申請できるのは、原則登録をしている本人であり（印鑑条例第10条）、請求から交付まで７日程度を要します。

なお、手数料は１件につき400円です（札幌市証明等手数料条例）。証明書と一緒に納入通知書も交付しますので、指定の期日までに最寄りの金融機関で納付してください。

※参考：認可地縁団体印鑑登録証明書（見本）

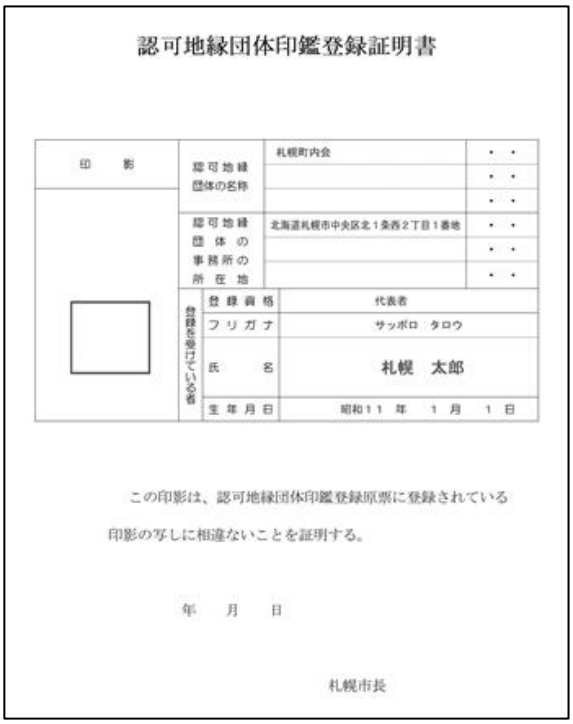

認可地縁団体印鑑登録証明書

印影	認可地縁団体の名称	札幌町内会	・・
			・・
			・・
	認可地縁団体の事務所の所在地	北海道札幌市中央区北１条西２丁目１番地	・・
			・・
			・・
	登録を受けている者	登録資格	代表者
		フリガナ	サッポロ　タロウ
		氏名	札幌　太郎
		生年月日	昭和１１年　１月　１日

この印影は、認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ないことを証明する。

年　月　日

札幌市長

5-6 その他留意事項

(1) 認可地縁団体の印鑑登録は、団体の判断によって任意で行うものであり、使用予定がなければ印鑑登録を行う必要はありません。

(2) 登録した代表者が変更になったときは、印鑑登録も自動的に削除されます（印鑑条例第８条第２号）。必要に応じて新たな代表者において印鑑登録の申請を行ってください。

(3) 印鑑の登録、印鑑登録の廃止、及び印鑑登録証明書の交付申請は、法260条の２第10項の規定によってあらかじめ告示されている代理人に限り、代理人による申請を行うことできます（印鑑条例第13条）。その際は、登録を受けている者の個人の印鑑を押印した委任状（参考様式７）に、その個人の印鑑の発行後３か月以内の印鑑登録証明書を添えてください。

6　認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について

6-1 概要

認可地縁団体が所有する不動産のうち、相続人の所在が分からない等により、移転登記が困難な状況となっているような場合、札幌市長が申請のあった認可地縁団体に対し、「公告したが異議申出がなかったこと」を証明する書面を交付することで、認可地縁団体は特例で申請不動産の保存または移転の登記をすることが可能となります。（法第260条の46、法第260条の47）

6-2 本特例の要件

次の要件を満たしていれば、移転登記困難な不動産に関して、所有権の保存または移転の登記をするための公告を求める申請ができます。（法第260条の46第１項）

認可地縁団体が申請不動産を所有していること。
認可地縁団体が申請不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。
申請不動産の表題部所有者（不動産登記法第２条第10号に規定する表題部所有者をいいます。）または所有権の登記名義人のすべてが認可地縁団体の構成員またはかつて構成員であった者であること。
申請不動産の ・表題部所有者（不動産登記法第２条第10号に規定する表題部所有者をいいます。）または所有権の登記名義人 ・上記の相続人 の全部または一部の所在が知れないこと。

6-3申請書類

6－2の要件を満たしている場合、代表者が必要な書類をそろえて、札幌市長に申請を行います。（規則第22条の２の５）

書類	留意事項
公告申請書 （特例様式1）	・申請書様式へは、「申請不動産に関する事項」の記載要領に基づき記載してください。 ・添付書類の登記事項証明書の記載事項と違いがないよう注意してください。
所有権の保存または移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書	
申請不動産に関し、法第260条の46第１項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類	・申請する不動産の公告申請を行うことについて議決した総会の議事録及び議案書を提出してください。 ・ただし、令和３年11月26日施行の地方自治法の改正前の規定により認可を受けた団体については、認可地縁団体申請時に札幌市に提出した保有資産目録または保有予定資産目録に申請不動産の記載があるときは、この書類を省略できます。
申請者が代表者であることを証する書類	・認可地縁団体申請時もしくは代表者が変更した際に告示事項変更届出をしている場合には、議事録及び代表者就任承諾書を提出済みのため省略できます。 ・代表者変更後、札幌市に告示事項変更届出をしていない場合には、届出後に本申請をすることとなります。
法第260条の46第１項各号の事項を証明する資料	次の４つの事項を疎明するに足りる資料が必要です。 （法第260条の46第1項第1号及び第2号関係） ア　認可地縁団体が不動産を所有及び10年以上所有の意思を持って平穏かつ公然と占有していることを疎明する資料 具体的には ・申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書

	に加え ・公共料金の支払い領収書 ・閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本 ・旧土地台帳の写し ・固定資産税の納税証明書 ・固定資産課税台帳の記載事項証明書 のいずれかの資料が必要です。 ※　これらの資料の宛先は、原則、認可地縁団体となっている必要があります。 ※　これらの資料の入手が困難な場合は、資料の入手が困難であった理由を記載した書面を提出することを前提に、不動産の隣地の所有権の登記名義人や不動産の所在地に係る地域の実情に精通したもの等(以下「精通者等」という。）の証言を記載した書面や、不動産の占有を証する写真等により疎明することも可能です。 （法第260条の46第1項第3号関係） イ　申請不動産の登記事項証明書に記載されている表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員であるか、もしくは過去に構成員であったことを証明する資料 具体的には ・認可地縁団体の構成員名簿 ・市町村が保有する地縁団体台帳 ・墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合） のいずれかの資料が必要です。 ※　これらの資料の入手が困難な場合は、資料の入手が困難であった理由を記載した書面を提出することを前提に、不動産の所在地に係る精通者等の証言を記載した書面等により疎明することが出来ます。 （法第260条の46第1項第4号関係） ウ　申請不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないことを証明する資料

	具体的には ・登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面 ・登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面 ・申請不動産の所在地に係る精通者等が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面 のいずれかの資料が必要です。 ※　全部又は一部の所在が知れないこととは、全部の所在が知れていること以外は全て含まれることとなるため、登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを証明するに足りる資料を添付できればよいです。この場合、所在を知っている登記関係者から、事前に本申請をすることについての同意を得るようにしてください。

【参考　法第260条の46第1項1号～4号】

①当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。

②当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。

③当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。

④当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

6-4 札幌市長の公告

札幌市長は、当該申請が相当と認めるときは、「申請不動産の所有権の保存または移転の登記をすることについて異議のある者は、当該市町村長に対し異議を述べなければならない」と公告します。（法第260

条の46第2項）

なお、公告の期間、すなわち異議を述べることができる期間は、3か月としております。（法第260条の46第2項）

【公告に関する事項（地方自治法施行規則第22条の3）】
（1）名称
（2）区域
（3）主たる事務所
（4）申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項
（5）申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲
・申請不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、またはそれらの相続人）
・申請不動産の所有権を有することを疎明する者
（6）異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

6-5　異議を述べなかったことを証する情報の提供（公告に対し異議がなかった場合）

公告に対し、異議がなかった場合には、申請不動産の所有権の保存または移転の登記をすることについて申請不動産の登記関係者等の承諾があったものとみなし、札幌市長は、書面（特例様式３）により、公告をしたこと及び登記関係者が期間内に異議を述べなかったことを証する情報の提供（以下「証する情報」という。）をします。（法第260条の46第3項、法第260条の46第4項、規則第22条の4）

この「証する情報」と必要書類を登記所に提出した場合、不動産登記法第七十四条第一項または第六十条の規定にかかわらず、申請不動産の所有権の保存または移転の登記を申請することができます。（法第260条の47第1項、第2項）

なお、手数料は１件につき400円です（札幌市証明等手数料条例）。「証する情報」と一緒に納入通知書も交付しますので、指定の期日までに最寄りの金融機関で納付してください。

※　本制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみの申請により可能とするものでありますが、不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。

6-6異議申出があった旨の通知（公告に対し異議があった場合）

申請不動産の登記関係者等が、期間内に異議を述べたときは、札幌市長は、異議申出があったことを申請のあった認可地縁団体に対し、異議を述べた登記関係者等の氏名や住所、異議を述べた理由等を通知（特例様式４）します。（第260条の46第5項）この場合、公告による手続きは中止されるため、申請のあった認可地縁団体に前述の「証する情報」の提供はいたしません。

なお、異議申出は次の要件を満たしている必要があります。

異議を述べることができる者（規則第22条の3第1項第3号）	・申請不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、またはそれらの相続人） ・申請不動産の所有権を有することを疎明する者
異議を述べることができる期間	公告をしてから3か月の間

次に、異議申出の方法ですが、６－６の要件を満たしている場合、異議を述べる者が、申出書及び添付書類を札幌市長に提出します。（規則第22条の3第2項）

書類	留意事項
申出書様式 （特例様式2）	・申出書様式（特例様式2）へは、「申請不動産に関する事項」の記載要領に基づき記載してください。 ・添付書類の登記事項証明書の記載事項と違

	いがないよう注意してください。
添付書類	異議を述べる登記関係者により次のとおり異なります。

異議を述べる登記関係者	必要な添付書類
申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人	・申請不動産の登記事項証明書 ・住民票の写し ・戸籍の附票の写し
申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人	・申請不動産の登記事項証明書 ・戸籍謄抄本 ・住民票の写し ・戸籍の附票の写し
申請不動産の所有権を有することを疎明する者	・住民票の写し ・戸籍の附票の写し ・その他、所有権を有することを証明する書類を提出してください。

7　各種申請・届出の標準処理期間

札幌市行政手続条例第６条に定める各種申請・届出の標準処理期間は、下表のとおりです。

申請・届出	日数
地縁による団体の認可	４５日
地縁による団体の告示事項の変更の認可	３０日
地縁による団体の規約変更の認可	３０日
地縁による団体の告示事項に係る証明書の発行	７日
認可地縁団体の印鑑登録	１５日
認可地縁団体印鑑登録証明書の発行	７日
所有不動産の登記移転等に係る公告申請	３０日
申請不動産の登記移転等に係る異議申出	３０日

8　各種申請等の窓口・問い合わせ先

団体の主たる事務所がある区の地域振興課が担当窓口となります。

【各区地域振興課連絡先】

担当課	所在地	直通電話番号
中央区役所市民部地域振興課	中）南3条西11丁目	011-205-3221
北　区役所　〃	北）北24条西6丁目	011-757-2407
東　区役所　〃	東）北11条東7丁目	011-741-2429
白石区役所　〃	白）南郷通1丁目南	011-861-2422
厚別区役所　〃	厚）厚別中央1条5丁目	011-895-2442
豊平区役所　〃	豊）平岸6条10丁目	011-822-2427
清田区役所　〃	清）平岡1条1丁目	011-889-2024
南　区役所　〃	南）真駒内幸町2丁目	011-582-4723
西　区役所　〃	西）琴似2条7丁目	011-641-6926
手稲区役所　〃	手）前田1条11丁目	011-681-2445

※　担当者が不在の場合がありますので、来庁の際は必ず事前に日程調整を行ってください。